

令和6年度 高校教育を巡る最近の動き

(令和6年7月1日版)

1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ	1
(1)	中間まとめ	
(2)	中間まとめ後のワーキンググループの動き	
(3)	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等 実施に向けた動き	
2	「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策について	3
(1)	諮問と検討組織の設置	
(2)	緊急提言	
(3)	緊急提言後の特別委員会の動き	
(4)	全国高等学校長協会の対応	
(5)	「審議のまとめ」の主な内容	
(6)	「審議のまとめ」公表後の動き	
3	今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会	8
4	高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)	9
5	令和7年3月新規高等学校卒業者の就職日程	10
6	令和7年度大学入学者選抜実施要項について	10
7	大学入学共通テストについて	11

令和6年7月8日
全国高等学校長協会

1 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

第 11 期中央教育審議会は、これからの高等学校教育の在り方を検討するため、令和 4 年 10 月に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」の下に、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、令和 5 年 3 月に論点整理を取りまとめた。第 12 期中央教育審議会においてもワーキンググループを設置し、論点整理に基づき具体的な検討を行うこととなった。

ワーキンググループは、6 月から月 1 回のペースで検討を進め、9 月 1 日に中間まとめが公表された。

(1) 中間まとめ

基本的な考え方として、高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況であり、質の確保・向上に向けて、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」と全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」を併せて進めることが必要であるとした。

「多様化への対応」に向けては、生徒の多様な学習ニーズへの対応や不登校など多様な背景を有する生徒の受け入れ、進路の固定化に課題があり、今後、地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出していくため、必要な体制・環境を整備しつつ、遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携の促進、関係機関との連携・協働等を一層進めて行くことが必要であるとした。そのための具体的方策として、遠隔授業における受信側の教室の体制や対面授業に係る条件の弾力化。不登校生徒の学習機会の確保として柔軟な履修・修得を認める運用などを示した。

「共通性の確保」に向けては、選挙権年齢や成年年齢の引き下げ、生成 A I 等の急速な普及等の変化を踏まえ取り組むべき項目として、①自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成、②自ら問いを立て、多様な他者との協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成、③自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成、④義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスの取れた土台の形成をあげた。そのための具体的方策として、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進に向けて、普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援、産業界と専門高校との連携・協働の強化などを示した。

また、「多様性への対応」と「共通性の確保」に各高校が取り組む上では、学校における働き方改革、教師の資質能力の向上や指導側の体制・環境整備、大学入学者選抜の改善等を併せて進めていくことも重要である。とした。

(2) 中間まとめ後のワーキンググループの動き

1 月 23 日(火)まで約 4 ヶ月ワーキンググループは開催されなかった。1 月 23 日の会議では、4 つの事例報告をもとにスクールミッション、スクールポリシーの策定・運用について議

論が行われた。

4月9日(火)の会議では、6年度に実施される高校改革関係の事業についての説明や少子化が加速する地域における高等学校の在り方を考える切り口として、各都道府県における高等学校の適正規模に関する基準の例や将来的な学級規模の推移の分析例。私立高校生への修学支援事業調査結果の報告等をもとに議論が行われた。

5月27日(月)の会議では、普通科改革の現状と課題や、質の高い教師確保部会「審議のまとめ」を受けて特に高等学校に関する議論が行われ、委員の中からは定数改善等抜本的な改善が必要ではないかといった意見も出された。

(3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布等実施に向けた動き

文部科学省は「中間まとめ」を受けて、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するために、学校教育法施行規則の一部を改正し、令和5年12月28日に公布した。

【改正内容】

① 不登校生徒等向けの通信教育の実施（88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

② 修得可能な単位数に関する規程の整備（96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

また、規則改正と併せて「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」が3点出された。

【主な内容】

① 受信側の教室等への教員配置

不登校生徒に対して自宅その他特別な場所においてメディアを利用して行う授業の配信を行う場合など、必要な条件を満たしている場合は、例外的に受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも必要ない。

② 対面により行う授業の時間数

授業の配信を受ける高校等が離島・中山間地域等に立地し、配信側の教員の移動に日数を要するなどの条件を満たす場合には、例外的に対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる。

③ その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、

生徒一人一人の実情に応じて柔軟に理由・単位履修を認めることが望まれる。
規則改正は、令和6年4月1日より施行された。

2 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

(1) 諮問と検討組織の設置

永岡文部科学大臣は、令和5年5月22日中央教育審議会の荒瀬会長に対し、質の高い教員の確保のための環境整備に関する総合的な方策の策定についての諮問を行った。

具体的な検討内容は、①更なる学校における働き方改革の在り方について、②教師の処遇改善の在り方について、③学校の指導・運営体制の充実の在り方についてである。中央教育審議会は、教員をめぐる様々な課題解決に向けて初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し検討を開始した。

また、政府は6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進（質の高い公教育の再生等）を上げ、様々な教育施策の方向性を示した。特に教員の問題については、教員の働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める等を上げ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って取り組む姿勢を示した。

(2) 緊急提言

「質の高い教師の確保特別部会」は6月26日(月)に第1回会合を開き、①教師の処遇改善や勤務制度、②更なる学校における働き方改革、③学校の管理運営の在り方等、を一体的・総合的に検討する。という方向性を確認し、6月から月1回のペースで検討を進め8月28日に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を取りまとめ、永岡文部科学大臣に手渡した。

【概要】

- ① 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
 - ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組み
 - ・学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 学校における働き方改革の実効性の向上等
 - ・地域・保護者、首長部局等との連携協働
(保護者等からの過剰な苦情等に対する行政による支援体制の構築等)
 - ・健康及び福祉の確保の徹底
 - ・学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
- ③ 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実
 - ・教職員定数の改善（小学校高学年の教科担任制の強化等）

- ・ 支援スタッフの配置充実（教員業務支援員の全小・中学校への配置、SC、SSW 等の拡充）
 - ・ 処遇改善（給特法等の枠組み等についての議論、主任手当や管理職手当の改善）
- ④ 教師のなり手の確保（教職員の魅力発信、教員養成課程、奨学金の見直し等）

(3) 緊急提言後の特別部会の動き

特別部会は9月以降もほぼ月1回のペースで開催されている。9月、10月の部会では緊急提言を受けて各教育団体から出された意見書の紹介と教職員の健康及び福祉の確保等に関する方策等の議論が行われた。11月の部会では支援スタッフの配置の在り方、12月、1月の部会では教職員の定数算定基準や教職員配置の在り方等への考え方についての議論が行われた。2月、3月の部会では教員給与表の新たな級の創設や教職調整額の在り方など職務や勤務の状況に応じた処遇についての議論が行われ、4月19日(金)の会合で「審議のまとめの素案」が示されそれをもとに検討が行われ、出された意見をもとに修正、加筆が行われ5月13日(月)の会合に最終案が出され、委員の了承を得た後、貞広部会長より盛山文部科学大臣に報告された。

(4) 全国高等学校長協会の対応

特別部会の委員には義務教育国庫負担制度との関係で小学校、中学校の代表が加わっているが、高等学校、特別支援学校の代表は入っていない。そのため部会での議論や緊急提言の内容も小・中学校の課題等に対応した内容となっている。全高長としては会長を中心に高等学校の実態や課題も踏まえた検討を進めるべきとの意見を様々な場面で表明してきた。

緊急提言に対する意見書でも、社会全体が学校教育を支えていかなければならないといった社会全体の価値観、すなわち「教育のリスpekt」を醸成していく必要性。小・中学校だけでなく、高等学校や特別支援学校などを含めた一体的な議論をすべき。高等学校については校種、課程、学科、設置者、規模、特色等が学校間で異なるといった事情を十分に踏まえた検討が必要。進展する超少子化により規模の縮小や統廃合が急速に進んでおり、地域間の教育格差を拡大させないよう国が主導的役割を果たすことを期待する。とし、9項目にわたって具体的な意見・要望を記した。

11月10日(金)に開催された第2回都道府県高等学校長協会研究協議会では、この件を主管している安井初中等教育局財務課長から改めて説明を受け、協会長と質疑応答、意見交換を行い、高等学校の実情を踏まえた形で今後の検討を進めるよう改めて要望した。

1月19日(金)に開催された第3回都道府県高等学校長では、静岡県高等学校長協会長の織田敦校長(県立静岡高等学校長)から「高等学校の教諭定数改善を求める」というレポートにもとづく発表があり、それを踏まえて活発な意見交換がなされ、定数改善抜きに教員の働き方改革は進まないという多くの意見が出された。

こうした動きを踏まえ、3月18日に会長名で「高等学校の教員定数改善を求める全高長としての今後の取り組みについて」を発表し、この問題について令和6年度も引き続き取

り組むこととし、1 検討のための PT の設置、2 都道府県高等学校長協会研究協議会での協議、3 文部科学省への要望書の提出、の 3 つの取り組みを進めることとした。

7 月初旬に PT が立ち上がる予定である。また 7 月 8 日(月)予定されている第 1 回都道府県高等学校長協会研究協議会では、再度安井財務課長にお越しいただき「審議のまとめ」の趣旨やねらいについて説明を受けた後協議を行う予定である。

(5) 「審議のまとめ」の主な内容

① 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方 (第 2 章)。

ア 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員の姿

- ・ 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職であり、教職生涯を通じて学び続けられるようにしていくことが必要。
- ・ チーム学校の考え方の下、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が必要。
- ・ 研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、活き活きと子供達と接することができる環境の整備が必要。

イ 教師を取り巻く環境整備の目的

- ・ 教師の健康を守ることはもとより、教師の人間性や創造性を高め、高い専門性を発揮できるようにするとともに、知識・技能等を学び続けられる環境の整備。
- ・ 教師の資質向上や多様な人材の教育界内外からの確保により、質の高い教職員集団を実現。
- ・ 若手教師や教職志望の学生を引きつけるため、抜本的に教職の魅力を向上。
- ・ 学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現。

ウ 基本的な方向性

- ・ 学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが必要。

② 学校における働き方改革の更なる加速化 (第 3 章)

ア 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- ・ 教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- ・ 「個業」から、「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- ・ 3 分類に基づく業務適正化の徹底。標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務 DX の加速化等が必要。

イ 学校における働き方改革の実効性の向上等

- ・ 勤務時間管理は、服務監督教育委員会の責務。
- ・ 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」や PDCA サイクルの構築が不可欠。
- ・ まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月 45 時間以内となることを目標として、将来的に月 20 時間程度への縮減

を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。

- ・ 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校でも教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- ・ 校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

ウ 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- ・ 若手教員への支援体制の充実。
- ・ 学校の労働安全管理体制の整備に向けて教育委員会への強力な指導が必要。
- ・ 「勤務間インターバル」を学校においても進めることが必要。

エ 柔軟な働き方の推進

- ・ 早出遅出出勤やフレックスタイム制度、テレワークの導入促進。

③ 学校の指導・運営体制の充実（第４章）

ア 持続可能な教職員指導体制の構築

- ・ 小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。
- ・ 新卒教員は教科担任とする、持ち授業時数を軽減する等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- ・ 若手教員の支援、安心して産休や育休を取得できるような体制整備が必要。

イ 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- ・ 学びの多様校への教員配置の充実や不登校生徒への支援を担当する生徒指導教師の全中学校への配置が必要。
- ・ 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実

ウ 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- ・ 学校内外との連携・調整機能の充実や若手教師のサポートのため「新たな職」の創設
- ・ 副校長・教頭未配置校の解消や複数配置基準の引き下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の公務運営への参画と配置充実。

エ 支援スタッフの配置の在り方等

- ・ 教員業務支援員の安定的確保のための環境整備と移送の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進。
- ・ 副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員の配置充実。

オ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- ・ 社会人の学校への参入促進。特別免許状、特別非常勤講師の積極的活用。
- ・ 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信。

④ 教師の処遇改善（第５章）

ア 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- ・ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額

を支給する仕組みは現在においても合理性を有する。

【理由】

- ・ 教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
- ・ どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が多い。
- ・ 教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等がどこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。

* 労働基準法による一般行政職などと同様の時間外職務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。

- ・ 人材確保法による一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも 10%以上とすることが必要。
- ・ 管理職からの勤務命令が抑制的ななか、教師の自発性・創造性に委ねる部分が多いこと等から、超勤 4 項目に別の業務を追加することは適さない。

イ 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- ・ 職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築、人事考課の適正な実施・活用が必要。
- ・ 「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭との間に新たな級の創設が必要。
- ・ 学級担任に義務教育等教員特別手当を加算。管理職手当等の改善。

⑤ 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等（第 6 章）

- ・ 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を客観的にフォローアップし、機能的に取組みの見直しを図ることが重要。
- ・ 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

* 先日示された「審議のまとめ」においても、高等学校の内容について全国高等学校長協会が提出した意見書や意見交換の内容を踏まえた記述が見られるなど、少しではあるが働きかけの効果が出てきている。引き続き様々な形で働きかけていく必要がある。

【「審議のまとめ」の高等学校に関する記述】

- 高等学校における指導・運営体制の在り方の検討に当たっては、高等学校への進学率が約 99%に達する中で、多様な入学動機や進路希望、学習経験、不登校経験など様々な背景を持つ生徒が在籍していること、高等学校教育が地域や学校により非常に多様な状況にあること、課程（全日制、定時制、通信制）や学科（普通科、専門学科等）が複数に分かれていること、少子化の影響により多くの地域で学校再編が進められていること、高等学校は地域創生の核となる存在であることなどを踏まえる必要がある。

- 高等学校においては、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えて、内容の充実を図ることが求められており、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための学校内外のコーディネートを担当する教職員の配置が必要である。

また、令和5年度補正予算に高等学校DX加速化推進事業が100億円計上され、文理横断的な探究的学びが推進されるとともに、新しい普通科の設置をも含めた普通科改革等が現在進行中であるため、このような改革の実施状況等も見据えた上で、より専門的な検討を行う必要がある。

(6) 「審議のまとめ」公表後の動き

「審議のまとめ」の公表を受けて教職員団体や研究者の団体などが相次いで記者会見を開いた。意見の多くは「審議のまとめ」の内容が働き方改革や定数改善に向けての具体策が示されていない中で、給特法の枠組みは維持して教職調整額を引き上げるという処遇案に失望感を表明するものであった。マスコミの反応も「定額働かせ放題は維持」など給特法の枠組み維持に焦点を当てたものが多く、どちらかと言えば否定的な論調が目立った。

教職調整額を10%に引き上げる場合、国費として約720億円が追加で必要となる。昨年6月の経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」に、今年度の給特法改正案提出の検討が記載されているが、「審議のまとめ」公表後の反応を見た財務省内では教員からの同意を得られない状況での改正に難色を示す動きがみられている。

こうした中、文科省は改めて「審議のまとめ」の考え方を示したリーフレットを作成し、教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものである。長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を併せて進める。など、教職調整額の引き上げにとどまらず総合的な方策を進めていくことを強調し、関係者への理解を深める取組を開始した。6月17日に開かれた初等中等教育分科会でもこの件について議論され、「審議のまとめ」の内容が正しく理解されるよう努力するとともに、その一歩として教職調整額の引き上げを確実に行うために財務省に働きかけること、総合的な方策実施のための具体的な検討を進めることなどを確認した。

3 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会議

学習指導要領の改訂は近年ほぼ10年ごとに行われている。現行の学習指導要領は2017（平成29）年に改訂され、高等学校では2022（令和4）年度より学年進行で実施されている。

文部科学省は、2022（令和4）年11月28日、次期学習指導要領改訂を見据えて「今後の教育課程、学習指導要領及び学習評価の在り方に関する有識者検討会議」を設置し、現行の学習指導要領の下での子供たちの学習の状況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据えながら、今後の教育課程、学習指導及び学習評価の在り方について、

必要な検討を開始した。

会議は、令和 6 年 4 月 26 日までで 11 回開催された。令和 5 年 5 月 29 日に開催された第 5 回会議までで、会議としての課題意識や今後に向けての方向性についての整理がなされた。現学習指導要領の哲学（理念、育成を目指す資質・能力等）は評価するが、その普及や理解が十分ではないという考えのもと、確実な実施に向けての検討を進めている。第 6 回以降は諸外国の動向、研究開発学校へのヒアリング、言語能力、情報活用能力等の学修の基盤となる資質・能力について、学習評価の在り方について、などテーマを変えて専門家の報告等をもとに検討が進められている。

この会議でまとめられた内容が、次期学習指導要領に反映されることとなるので今後の動向に注目したい。

4 高等学校 DX 加速化促進事業（DX ハイスクール）

文部科学省は平成 6 年 4 月 16 日、「高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）採択校」を公表した。この事業は、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要との課題意識のもと、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICT を活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、1 校あたり 1,000 万円を上限に必要な環境整備の経費を支援するもので、令和 5 年度の補正予算で 100 億円というこれまでにない規模の予算が付いたものである。

1,097 校（公立：812 校、私立：285 校）が申請し、採択されたのは 1,010 校（公立：746 校、私立：264 校）。学科別では普通科が 654 校と最も多かったが、工業科 158 校、商業科 120 校、総合学科 70 校、特別支援学校高等部 13 校など様々な校種の学校が採択された。

採択校には「情報Ⅱ」や「数学Ⅱ・B」「数学Ⅲ・C」の履修促進、情報や数学などを重視した学科への転換・コース設置、デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの推進、高大接続の強化・多面的な高校入試の実施などを求めている。

文部科学省は、採択校で「情報Ⅱ」等を設置している学校（695 校）の生徒の履修率（現状 38.6%）を令和 8 年度までに 57.7%に引き上げる。8 年度までに開設する学校（571 校）の生徒の履修率を 10 年度までに 52.2%とする目標を掲げている。又、採択校における大学理系学部進学立（現状 19.5%）を 10 年度に 28.9%に引き上げる目標を掲げている。

5 令和 7 年 3 月新規高等学校卒業者の就職日程

令和 6 年 2 月 6 日に第 33 回高等学校就職問題検討会議が開催され、令和 7 年 3 月新規高等学校卒業生の就職日程が決められた。これを受けて 2 月 9 日に「令和 7 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日並びに文書募集開始時期等について（通知）」が発出された。

《就職に係る推薦、選考等の開始日程等》

- ・新規高等学校卒業生《新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ》の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和 6 年 9 月 5 日（沖縄県については、令和 6 年 8 月 30 日）以降
- ・新規高等学校卒業生の選考の開始期日については、令和 6 年 9 月 16 日以降
- ・採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降

なお、一昨年度からの協議事項となっている全国高等学校統一応募書類の改訂については、全高長、文部科学省、厚生労働省間での協議がまとまっておらず、令和 7 年 3 月高等学校卒業者はこれまでの様式を使用することとなった。

6 令和 7 年度大学入学者選抜実施要項について

文部科学省は令和 6 月 5 日、令和 7 年度の大学入学者選抜実施要項を通知した。

実施要項は、国公立大学、全高長など高校関係団体での代表者で構成される「大学入学者選抜協議会」で合意されたもので、大学入試の実施内容の明確化や充実の観点から、活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など入学志願者本人が記載する資料の内容や活用について、『総合的な探究の時間』で取り組んだ課題や資格・検定など、具体的な例を示した。

加えて、調査書を活用する際の留意事項として、これまでも入学志願者の健康状況に対しては、原則として入学選抜の判断資料としない取り扱いとしてきたことを踏まえ、高校の出欠状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人の申し出や調査書で病気や事故、新型コロナウイルス感染症の後遺症、月経随伴症状などの志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や調査書から把握した場合には、志願者が不利にならないよう配慮することを明確化した。

また、障害のある入学志願者への合理的配慮についても、令和 6 年 3 月に出された「障害のある学生の修学支援に検討会報告（第三次まとめ）」を踏まえ、評価方法の明確化等の留意事項を追記した。

7 大学入学共通テストについて

大学入試センターは令和 6 年 6 月 7 日、令和 7 年度大学入学者選抜における大学入学共通テスト実施要項について通知した。

新学習指導要領下で学習した高校生が受験する初めての共通テストとなる。昨年公表された主な変更点からの変更はなかった。国語、数学②で試験時間が 10 分増加し、情報（試験時間 60 分）が新たに加わったため、第 1 日の終了時間が 18 時 20 分、第 2 日の終了時間が 18 時と今年度より遅くなった。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、今年 1 月に実施された共通テストまでは追試験の日程を本試験の 2 週間後としていたが、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、来年 1 月に実施される次回の共通テストから追試験は従来の本試験から 1 週間後に戻し、令和 7 年 1 月 25 日～26 日に実施することとなった。

なお、大学入試センターは令和 8 年度の大学入学共通テストから出願手続きの電子化を行う方向で最終調整に入っているとの情報を入手した。現高校 2 年生の進路指導に影響が出てくるので今秋には具体的な内容を公表するように働きかけている。